SP247	アルコールの含有率が24容量%を超え70容量%以下の製造工程中のアルコール飲料であって、次の要件を満たす場合には、容量が250Lを超え500L以下の木樽とすることができる。 (1)　運送前にたが締めを行うこと。 (2)　充てん率は97%未満であること。 (3)　栓口を上部にして積載すること。 (4)　木枠等に固定し、1972年の安全なコンテナに関する国際条約の要件に適合するコンテナに収納すること。 (5)　開放された貨物区域、又は、引火点が23℃以下の引火性液体を運送するための要件を満たした非開放の貨物区域に積載する。
SP280	火災に遭遇した場合に、破砕し、又は飛散することがないように設計又は包装されたものとする。
SP301	液体が収納され上下方向の確認を要求される場合は、ISO一般貨物の荷扱い指示マーク(ISO780:1985)を少なくとも相対する2側面に貼付する。
SP327	廃エアゾールの運送は次の条件に従うこと。 (1)　圧力の上昇及び危険な雰囲気の形成を防ぐための手段がとられている場合には内容物の漏えいを防ぐための措置を講じることを要しない。 (2)　漏れ又は重大な変形がある場合を除き、P207 又はLP02 及びL2 の要件に適合すること。 (3)　漏れ又は重大な変形がある場合には、圧力の上昇を確実に防ぐための手段を講じてサルベージ容器に収納して運送すること。 (4)　非開放型のコンテナに収納してはならない。
SP341	y（コンテナ（タンクコンテナを除く。）又は自動車等（タンク自動車及びタンク車を除く。）に収納して運送する場合に限る。）
SP907	非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載する場合には、コンテナ又は自動車等の内部の空間が最小となるように収納し、又は積載する。
SP948	融点が75℃以上の場合に限り、非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等にばら積みして運送することができる。
SP951	非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等にばら積みして運送する場合にあっては、気密に密閉し、かつ、窒素を封入する。
SP962	1　備考10のSP961の規定により危険物に該当する自動車又は装置にあっては、次に掲げる要件を満たす場合に限り、無外装で運送することができる。 (1) 蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー、蓄圧器又は燃料タンクからの漏洩がないこと。 (2) 引火性液体類を燃料とするものは、燃料タンク内の引火性液体類の量を最大容量の 4 分の 1 以下にしなければならず、かつ、いかなる場合においても引火性液体類の合計量が 250 リットルを超えないこと。 (3) 引火性高圧ガスを燃料とするものは、燃料タンクの燃料遮断弁が確実に閉鎖されていること。 (4) 蓄電池は、損傷、短絡、誤作動を防止するための措置が講じられていること。 (5) リチウムイオン電池又はリチウム合金電池は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部 38.3 節の各試験要件に適合するものであること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。 (6) 自動車又は装置を構成する部品は、確実に取り付けられていること。 2　標札等を付し、又は品名等を表示することを要しない。
SP963	1　適当な容器に収納し、かつ、短絡を防止するための措置を講じること。 2　標札等を付し、又は品名等を表示することを要しない。

SP965	1　非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあっては、危険な雰囲気の形成を防ぐために防爆型機械式通風装置にて換気され又はドアを開け放ち換気されなければならない。ただし、IMDGコード7.3.7.6の規定により温度管理された非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあってはこの限りではない。 2　次に掲げる要件を満たす場合は、前項の規定によらないことができる。 (1)　気密に密封された液体危険物を収納する要件を満たした容器等級Ⅱの小型容器又はIBC容器に収納されている場合。 (2)　IMDGコード4.1.1.10.1に規定する充填率により定まる55℃における全ゲージ圧の1.5倍以上の圧力による水圧試験に合格した表示のある小型容器又はIBC容器 3　発火源から隔離されている場合を除き、「引火性ガスに注意！」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「CAUTION – MAY CONTAIN FLAMMABLE VAPOUR」をコンテナ、自動車等の全てのドアの見やすい位置に表示しなければならない。 4　前項の表示の文字は高さ25ミリメートル以上の大きさの文字とし、危険な雰囲気を形成したガス等が完全に除去されるまで、継続して表示されなければならない。